

詳細設計照査要領の運用について

平和8年4月1日

島根県農林水産部・土木部

1. 国土交通省版の準用

今後の「詳細設計照査要領」については、「概要」に添付されている照査フローチャートを除き、国土交通省の制定している最新版の要領を準用することとする。

ただし、国土交通省と取り扱いの異なる項目や内容については、島根県設計・測量・調査業務委託共通仕様書等を参考に読み替え対応し、適切な設計照査に務めるものとする。

なお、読み替え項目や内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、適切に設定するものとする。

2. 照査フローチャート

照査フローチャートについては、別添のとおりとする。

3. 適用時期

準用する国土交通省版「詳細設計照査要領」は、業務着手時点の最新版を基本とする。

詳細設計照査フローチャート

照査状況の把握の徹底

